

## 令和2年度

### 第3回佐世保市地域包括支援センター運営協議会

#### 会議資料

#### 1. 令和3年度包括的支援事業業務委託について

- ・地域包括支援センター受託法人一覧
- ・佐世保市地域包括支援センター一覧  
(令和2年10月1日現在高齢者数、令和3年度包括的支援事業人員配置一覧)
- ・令和3年度 包括的支援事業業務委託料一覧(案)
- ・佐世保市包括的支援事業等実施要綱

#### 2. 令和3年度佐世保市地域包括支援センター運営方針及び事業計画について

- ・令和3年度佐世保市地域包括支援センター運営方針(案)
- ・令和3年度各地域包括支援センター事業計画(案)

#### 3. 地域包括支援センター業務評価表の一部変更について

- ・地域包括支援センター業務評価表(案)  
地域包括支援センター業務評価表(案)記入例

#### 4. 指定介護予防支援事業所について

※別紙 

|      |
|------|
| 別冊資料 |
|------|

◆令和3年度佐世保市地域包括支援センター受託法人一覧

| 地域包括支援センター名  | 法人名                |
|--------------|--------------------|
| 早岐地域包括支援センター | 社会福祉法人 朋友会         |
| 日宇地域包括支援センター | 社会医療法人財団 白十字会      |
| 山澄地域包括支援センター | 医療法人 光省会           |
| 中部地域包括支援センター | 社会福祉法人 幼老育成会       |
| 清水地域包括支援センター | 社会福祉法人 佐世保白寿会      |
| 大野地域包括支援センター | 社会福祉法人 アソカ仁寿会      |
| 相浦地域包括支援センター | 医療法人 愛健会           |
| 吉井地域包括支援センター | 社会福祉法人 あしたば会       |
| 宇久地域包括支援センター | 社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会 |

佐世保市地域包括支援センター一覧

(人口等の数値はR2.10.1現在)

R3地域包括支援センター人員  
(包括的支援事業)

| 地域包括支援センター名  | 日常生活圏域名    | 人口      | 高齢者数   | うち、75歳以上高齢者数 | 要支援   | 要介護    | 構成町  |
|--------------|------------|---------|--------|--------------|-------|--------|--|
| 早岐地域包括支援センター | 宮・広田       | 49,196  | 14,088 | 7,004        | 780   | 1,721  | 南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田1～4丁目、重尾町、広田町  |
|              | 三川内        |         |        |              |       |        | 桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町   |
|              | 早岐         |         |        |              |       |        | 上原町、勝海町、早苗町、陣の内町、田の浦町、早岐1～3丁目、平松町、若竹台町、権常寺1丁目、花高1～4丁目、権常寺町、  |
|              | 針尾・江上      |         |        |              |       |        | 針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハウスボス町   |
| 日宇地域包括支援センター | 日宇         | 26,682  | 7,949  | 4,132        | 484   | 1,007  | 大岳台町、卸本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町(西大和を除く)、沖新町  |
| 山澄地域包括支援センター | 天神・福石・木風   | 31,730  | 11,157 | 5,841        | 773   | 1,377  | 天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神1～5丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、干尽町、稲荷町、木風町、藤原町、大和町の一部(西大和地区)   |
|              | 潮見・白南風     |         |        |              |       |        | 潮見町、福石町、若葉町、須田尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町  |
| 中部地域包括支援センター | 小佐世保       | 18,650  | 5,782  | 2,970        | 415   | 802    | 小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町  |
|              | 戸尾・光園、山手   |         |        |              |       |        | 上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山県町、新港町、万津町、勝富町、祇園町、光月町、高天町、栄町、島瀬町、島地町、常盤町、松浦町、湊町、宮崎町、宮地町、本島町、烏帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町 |
| 清水地域包括支援センター | 金比良・赤崎・九十九 | 25,078  | 8,544  | 4,414        | 592   | 1,169  | 今福町、鶴渡越町、神島町、金比良町、平瀬町、御船町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町   |
|              | 清水・大久保     |         |        |              |       |        | 梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場田町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町                   |
| 大野地域包括支援センター | 春日         | 28,435  | 9,679  | 5,018        | 641   | 1,203  | 春日町、横尾町、赤木町、桜木町  |
|              | 大野         |         |        |              |       |        | 大野町、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町(下楠木を除く)、瀬戸越1～4丁目、瀬戸越町   |
|              | 柚木         |         |        |              |       |        | 柚木町、上柚木町、潜木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町  |
| 相浦地域包括支援センター | 日野         | 47,139  | 13,143 | 6,264        | 747   | 1,607  | 椎木町、星和台町、日野町、大湯町、長坂町   |
|              | 中里・皆瀬      |         |        |              |       |        | 中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、躑石町、小川内町、菰田町、楠木町の一部(下楠木)  |
|              | 相浦・黒島・高島   |         |        |              |       |        | 相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町   |
|              | 浅子・小佐々     |         |        |              |       |        | 浅子町、小佐々町   |
| 吉井地域包括支援センター | 吉井         | 17,941  | 6,890  | 3,531        | 418   | 1,047  | 吉井町  |
|              | 世知原        |         |        |              |       |        | 世知原町   |
|              | 江迎         |         |        |              |       |        | 江迎町  |
|              | 鹿町         |         |        |              |       |        | 鹿町町  |
| 宇久地域包括支援センター | 宇久         | 2,003   | 1,154  | 636          | 49    | 156    | 宇久町  |
|              |            | 246,854 | 78,386 | 39,810       | 4,899 | 10,089 |  |

| 3職種 | 追加配置 | 高島配置看護師等 | 合計 |
|-----|------|----------|----|
| 3   | 5    |          | 8  |
| 3   | 2    |          | 5  |
| 3   | 4    |          | 7  |
| 3   | 1    |          | 4  |
| 3   | 2    |          | 5  |
| 3   | 3    |          | 6  |
| 3   | 5    | 1        | 9  |
| 3   | 1    |          | 4  |
| 2   | 0    |          | 2  |

令和3年度 包括的支援事業業務委託料一覧（案）

| 地域（高齢者人口）                    | R3年度上限額                      |        |        | R3年度委託料（案） |        |
|------------------------------|------------------------------|--------|--------|------------|--------|
|                              | 配置人数                         | 基本委託料  | 委託料の内訳 |            | 委託料の内訳 |
| 宇久地域<br>（3,000人未満）           | 2名                           | 13,051 | 人件費    | 9,007      | 9,000  |
|                              |                              |        | 事務費    | 4,044      | 3,065  |
|                              |                              |        | 計      | 13,051     | 12,065 |
| 中部地域<br>（3,000人以上6,000人未満）   | ※4名                          | 21,818 | 人件費    | 17,061     | 17,061 |
|                              |                              |        | 事務費    | 4,757      | 4,757  |
|                              |                              |        | 計      | 21,818     | 21,818 |
| 吉井地域<br>（6,000人以上 8,000人未満）  | 4名                           | 22,812 | 人件費    | 17,117     | 17,117 |
|                              |                              |        | 事務費    | 5,695      | 5,695  |
|                              |                              |        | 計      | 22,812     | 22,812 |
| 日宇地域<br>（8,000人以上 10,000人未満） | 5名                           | 27,760 | 人件費    | 21,171     | 23,771 |
|                              |                              |        | 事務費    | 6,589      | 3,866  |
|                              |                              |        | 計      | 27,760     | 27,637 |
| 清水地域<br>（8,000人以上 10,000人未満） | 5名                           | 27,760 | 人件費    | 21,171     | 21,589 |
|                              |                              |        | 事務費    | 6,589      | 6,171  |
|                              |                              |        | 計      | 27,760     | 27,760 |
| 大野地域<br>（8,000人以上 10,000人未満） | ※6名                          | 31,815 | 人件費    | 25,171     | 25,220 |
|                              |                              |        | 事務費    | 6,644      | 6,589  |
|                              |                              |        | 計      | 31,815     | 31,809 |
| 山澄地域<br>（10,000人以上12,000人未満） | ※7名                          | 36,633 | 人件費    | 29,225     | 29,000 |
|                              |                              |        | 事務費    | 7,408      | 7,600  |
|                              |                              |        | 計      | 36,633     | 36,600 |
| 早岐地域<br>（14,000人以上16,000人未満） | 8名                           | 41,274 | 人件費    | 33,280     | 32,655 |
|                              |                              |        | 事務費    | 7,994      | 7,004  |
|                              |                              |        | 計      | 41,274     | 39,659 |
| 相浦地域<br>（12,000人以上14,000人未満） | ※8名<br>※別途高島に<br>職員を1名<br>配置 | 42,788 | 人件費    | 34,548     | 33,848 |
|                              |                              |        | 事務費    | 8,240      | 5,518  |
|                              |                              |        | 計      | 42,788     | 39,366 |

## 佐世保市包括的支援事業等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括的支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 市内に設置するセンターの名称並びに当該センターが次条に規定する事業を実施する日常生活圏域名及び構成町は、別表に定めるとおりとする。

2 市は、地域住民の利便性向上のため、必要がある時は、地域住民をセンターにつなぐための窓口（ブランチ）として、高齢者相談センター等を設置することができる。

(センターが行う事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防支援事業（法115条の22に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。）
- (3) 包括的支援事業（法第115条の45第2項第1号から第3号までに規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 介護予防事業の一部（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64の規定による事業のうち、特定の被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者に限る。）に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業及び介護予防に関する普及啓発を行う事業をいう。）

(センターの開設日及び開設時間)

第4条 センターの開設日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 センターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。

(包括的支援事業の実施における職員の配置等)

第5条 包括的支援事業を実施するに当たっては、その管理者を置くとともに、次の表に掲げる常勤職員を各1人以上配置しなければならない。ただし、宇

久地域包括支援センターについては、次の3職種のうち、2職種を各1人配置することとする。

| 常勤職員  |
|---|
| 保健師又は保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するもの |
| 社会福祉士   |
| 主任介護支援専門員   |

- 2 センターは、前項に掲げる職員を配置するほか、担当圏域の高齢者数が6000人以上のセンターについては、2,000人ごとに1人の追加配置をすることとし、追加配置する職員は、前項に掲げる職員、3職種に準ずる者（地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発1018001号等厚生労働省老健局計画課長等関係課長連名通知）6(1)①から③までに掲げる者をいう。）若しくは介護支援専門員又は看護師とする。
- 3 前2項の規定により、センターに配置した職員1人当たりの担当圏域内の高齢者数が1,750人を超える場合には、地域の実情を勘案し、職員を追加配置できるものとする。なお、追加配置する職員の職種は、前項に掲げる職員と同様とする。
- 4 前3項に掲げる職員（管理者を除く。）については、第3条第1号及び第2号の業務を兼務することはできないものとする。

（包括的支援事業等実施上の留意点）

第6条 センターの設置者は、第3条各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業等」という。）に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

- 2 センターの職務に従事する者（以下「職員」という。）は、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。
  - (1) 包括的支援事業等の実施に際しては、適切に記録を作成し、その管理を行うこと。
  - (2) 包括的支援事業等の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な運営を確保するための知識の取得及び技術の向上に努め、これらのために必要と定められた研修や会議については、積極的な受講・参加に努めること。

(秘密の保持)

第7条 職員は、包括的支援事業等の実施にあたり個人情報を取り扱う際には、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るとともに、その取扱いには十分注意すること。

2 センターの設置者及び職員又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 センターの設置者は、職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(センターの設置の届出等)

第8条 法第115条の46第3項の規定による届出は、様式第1号から様式第4号までにより行うものとする。

2 前項の届出を行った法人は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに地域包括支援センター変更届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出を行った法人が、センターを廃止するときは、地域包括支援センター廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第9条 市長は、包括的支援事業等の適切かつ積極的な運営を確保するため、センターから次に掲げる事項に関する報告を求めるものとする。

- (1) 毎月の事業実施状況
- (2) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 毎事業年度終了後の事業報告書及び収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める報告書等

2 市長は、前項各号に掲げる報告に疑義があるときその他包括的支援事業等の適正な運営を確保するために必要と認められるときは、その実施状況等に関する調査を行うことができる。

(事業の委託の取消し)

第10条 市長は、包括的支援事業等の機能を十分果たすことができないと認められるセンターについては、佐世保市地域包括支援センター運営協議会の議を経て、法第115条の47第1項の規定による包括的支援事業等の委託

を取り消すことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、包括的支援事業等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。